

めての交渉でありますので一應御尤と思ひますけれども本社に對して既に前月二十九日弊組合濱田副長代理上京以來連日數回に亘り交渉を重ねたる次第でありまして決して出し抜けたるなかつたことは現に手當半減實行期日たる十一月一日以後に於て近江丸、富山丸、函館丸、秋田丸の屬員が本件解決するまでは斷じて出帆せぬと頑張つたにも拘らず其輕擧を戒め無事出帆することになつた一事に徴しても明白な次第であります此點につきましては特に御了承を願ひます、抑も今回の問題は屬員乃至本組合側から何等増給其他無理な要求を提出した譯ではありませんん要は唯會社に於て發表された手當半減が最近にて一割五歩と云ふ高率の配當を繼續せられた會社の處置としては目下切り詰めたる屬員の生活状態に照らし餘りに冷酷であるから何卒特別の御詮議を以て右撤回方を願ひたく若し撤回不可能であるならば責めて當分の内實

行を猶豫せられんことを御願ひするに過ぎないのであります隨て之に對する會社の御意向が判明するまでは屬員の復業は不可能である所以を陳述し會社の回答を促した藤尾監督もまた殆ど黒川支店長と同様の言を述べられ本件が今一應交渉の餘地あつたにも拘らず突然盟休の舉に出でたるは甚だ遺憾に堪へない次第である兎に角交通機關を停止することは重大の問題であるが故に本件に對しては自分に於て全責任を負ふて解決に努めるから萬事自分を信用して之を後廻はしとし本船を出帆させることに願ひ度き旨を陳述された、黒川支店長は此際組合の要望せらるる手當半減猶豫に就ては社員一般の問題を覆へすことにならるから本社の承諾は困難ならんこの意向を洩らされた實は從來會社重役の聲明せられた事項でさね一年立つか立たぬ内に會社自らの行動に依て裏切られたことを一にして足らざる過去の事實に鑑み今回の様な大